

第4次久留米市男女共同参画行動計画 年表、条例、計画推進体制

- ①男女平等関連年表
- ②久留米市男女平等を進める条例
- ③久留米市の男女共同参画推進体制

① 男女平等関連年表

西暦 (元号)	世界	日本	福岡県	久留米市
1945 (昭和20)	・国際連合設立 ・国際連合憲章採択			
1946 (昭和21)	・国連経済社会理事会の下に「婦人の地位委員会」設置	・日本初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布		
1948 (昭和23)	・国連「世界人権宣言」採択			
1966 (昭和41)	・国連「国際人権規約」採択			
1967 (昭和42)	・国連「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1972 (昭和47)	・国連、1975年を国際婦人年とすることを宣言			
1974 (昭和49)				・「勤労婦人センター」開館
1975 (昭和50)	・国際婦人年 (目標：平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・1976年から1985年を「国連婦人の十年」と決定	・総理府に 「婦人問題企画推進本部」 「婦人問題企画推進会議」 「婦人問題担当室」設置		・国際婦人年記念事業「第1回久留米市婦人のつどい」開催
1976 (昭和51)	・ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室を設置	・民法改正(離婚後婚氏統稱制度の新設)		
1977 (昭和52)		・「国内行動計画」策定		
1978 (昭和53)			・「福岡県婦人関係行政推進会議」 「福岡県婦人問題懇話会」設置	・市の女性問題担当窓口を勤労婦人センターに設置
1979 (昭和54)	・「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)		・福岡県「婦人対策室」設置(現在、男女共同参画推進課)	
1980 (昭和55)	・「国連婦人の十年」中間世界会議開催 (コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ・「女子差別撤廃条約」署名式	・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正(配属者の相続分改正、寄与分制度新設)	・「福岡県行動計画」策定	
1981 (昭和56)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定		・審議会・委員会等の女性の参加状況調査を開始
1982 (昭和57)				・「女子差別撤廃条約の早期批准をめざす女性の会」結成
1984 (昭和59)				・「久留米市婦人関係行政連絡会議」設置 (現、久留米市男女平等政策会議)
1985 (昭和60)	・「国連婦人の十年」世界会議開催(ナイロビ) ・国連(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正(父母両系主義) ・「国民年金法」改正(女性の年金確立) ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		・「女性の生活と意識に関する調査」(第1回市民意識調査)実施 ・「久留米市婦人問題懇話会」設置
1986 (昭和61)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進本部構成を全省庁に拡大 ・主要政党における初の女性党首誕生	・第2次「福岡県行動計画」策定	
1987 (昭和62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		・市民部に専管組織「婦人対策室」設置 (現、男女平等政策課) ・久留米市婦人問題懇話会より市へ「久留米市婦人行動計画策定への提言」提出
1988 (昭和63)				・「久留米市女性問題審議会」設置 (現、久留米市男女平等政策審議会) ・「女性問題解決のための久留米市行動計画第1期実施計画」策定 ・行動計画策定記念事業「久留米女性フェスティバル」開催 ・「久留米女性憲章」制定

西暦 (元号)	世界	日本	福岡県	久留米市
1989 (平成元)	・国連「児童の権利に関する条約」採択	・新学習指導要領告示（高等学校家庭科の男女必修など）		・「久留米市における審議会等への女性の参加促進要綱」施行 ・「久留米女性週間」を定める （久留米女性憲章制定日より1週間：10/1～7） ・市政100周年記念「第1回くるめ女性の翼」実施（平成9年まで。平成10～12年度は共同参画推進研修事業を実施） ・「婦人対策室」を「女性対策室」に、「婦人行政推進会議」を「女性問題行政推進会議」に名称変更 ・「久留米女性会議」発会
1990 (平成2)	・国連「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・「第2回女性問題市民意識調査」実施 ・久留米女性週間記念事業を実施（平成12年度までは久留米女性会議の補助事業）
1991 (平成3)		・「育児休業法」公布 ・「西暦2000年に向けての国内行動計画（第1次改定）」策定		・「女性問題解決のための久留米市行動計画・第2期実施計画」策定 ・「市民部女性対策室」を「社会部女性政策室」に組織・名称を変更
1992 (平成4)		・「育児休業法」施行 ・初の「婦人問題担当大臣」誕生		
1993 (平成5)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」（第48回国連総会）採択			
1994 (平成6)		・初の女性の最高裁判所判事誕生 ・「児童の権利に関する条約」批准 ・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置		・「勤労婦人センター」閉館20周年
1995 (平成7)	・第4回世界女性会議開催—平等、開発、平和のための行動（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」（ILO156号条約）批准 ・「育児休業・介護休業法」施行		・「第3回女性問題市民意識調査」実施
1996 (平成8)		・「男女共同参画2000年プラン」（国内行動計画）策定	・第3次「福岡県行動計画」策定 ・福岡県女性総合センター（あすばる）閉館	・「女性問題解決のための久留米市行動計画・第3期実施計画」策定 ・「久留米市総合女性センター（仮称）建設・運営懇話会」設置
1997 (平成9)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布		・「社会部女性政策室」を「市民部女性政策推進室」に組織変更
1998 (平成10)	・「北京行動綱領」の実施状況に関する国連からの質問状	・女性2000年会議日本国内委員会発足	・福岡県に女性副知事誕生	
1999 (平成11)		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行		・「第4回男女平等推進のための市民意識調査」実施
2000 (平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・日本初の女性知事二人誕生 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」施行		・「久留米市男女共同参画行動計画」策定 ・「勤労婦人センター」閉館
2001 (平成13)		・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」公布、一部施行 ・第1回男女共同参画週間	・福岡県「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ、「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 ・「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言	・「久留米市男女共同参画行動計画・第1期実施計画」策定 ・「男女平等推進センター」閉館 ・「女性問題行政推進会議」を「男女平等政策推進会議」に変更 ・「女性政策推進室」を「男女平等政策室」へ名称変更 ・「久留米市男女平等政策審議会」に条例制定 について諮問
2002 (平成14)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」全面施行	・「福岡県男女共同参画審議会」設置 ・「福岡県男女共同参画計画」策定 ・九州初の女性町長就任	・「久留米市男女平等政策審議会」から条例の必要性等について答申 ・「久留米市男女平等を進める条例」公布
2003 (平成15)		・「少子化社会対策基本法」公布・施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	・「福岡県女性総合センター」を「福岡県男女共同参画センター」へ名称変更	・「久留米市男女平等を進める条例」施行 ・初の女性収入役誕生 ・男女平等政策推進会議会長に市長就任
2004 (平成16)		・「改正配偶者暴力防止法」施行 ・「育児・介護休業法」改正 ・「改正児童虐待防止法」施行		

西暦 (元号)	世界	日本	福岡県	久留米市
2005 (平成17)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合 (ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議 決定 ・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「改正育児・介護休業法」施行		・久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町が合併 ・久留米市男女平等政策審議会答申「久留米市男女共同参 画行動計画の第2期実施計画策定にあたっての施策の基本 的方向及び盛り込むべき内容に関する考え方について」 ・「第5回男女平等に関する市民意識調査」実施 ・「久留米女性会議」が解散、新たな団体設立に向け準備 開始
2006 (平成18)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 ・「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する基本計画」策定	・「久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画」策 定 ・「久留米市補助金交付団体の男女共同参画状況調査」実 施 ・男女共同参画を推進する市民団体「久留米男女共同参画 推進ネットワーク(えがりて久留米)」 発会
2007 (平成19)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推 進のための行動指針」策定		
2008 (平成20)		・「改正配偶者暴力防止法」施行 ・「改正児童虐待防止法」施行		・「久留米市ドメスティック・バイオレンス及びストー ーカー行為等の被害者支援における被害者に係る情報の保護 に関する事務取扱規程」施行
2009 (平成21)		・「育児・介護休業法」改正		・「第6回男女平等に関する市民意識調査」実施
2010 (平成22)	・国連「北京+15」記念会合(第54回 国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決 定		・久留米市男女平等政策審議会答申「第3次久留米市男女 共同参画行動計画策定にあたっての施策の基本的方向及び 盛り込むべき内容に関する考え方について」 ・「久留米市DV対策基本計画」策定 ・「ドメスティック・バイオレンス(DV)のないまちづ くり宣言」実施 ・「第13回全国シェルターシンポジウム2010inく るめ」開催
2011 (平成23)	・UN Women(ジェンダー平等と女性のエン パワーメントのための国連機関)正式 発表		・「第3次福岡県男女共同参画基本計画」 策定	・「第3次久留米市男女共同参画行動計画・第1期実施計 画」策定 ・「市民部男女平等政策室」を「協働推進部男女平等政策 課」に、「市民部男女平等推進センター」を「協働推進部 男女平等推進センター」に組織・名称変更
2012 (平成24)	・国連「自然災害におけるジェンダー平 等と女性のエンパワーメント」決議案採 択			・フォトコンテスト実施
2013 (平成25)		・「日本再興戦略」策定 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「改正ストーカー規制法」施行		・「久留米市ドメスティック・バイオレンス及びストー ーカー行為等の被害者支援における被害者に係る情報の保護 に関する事務取扱規程」を「久留米市ドメスティック・パ イオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準 ずる行為の被害者支援における被害者に係る情報の保護に 関する事務取扱規程」に題名改正 ・DV防止対策委員会として、セーフコミュニティ認証
2014 (平成26)		・「次世代育成支援対策推進法等の一部を 改正する法律」制定 ・「改正配偶者暴力防止法」施行 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」 の設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケー ジ」策定 ・「私事性的画像記録の提供等による被害 の防止に関する法律(リベンジポルノ対策 法)」施行		・「第7回男女平等に関する市民意識調査」実施

西暦 (元号)	世界	日本	福岡県	久留米市
2015 (平成27)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+20」記念会合（ニューヨーク） ・第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 ・UNWomen日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布・一部施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・久留米市男女平等政策審議会答申「第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画策定にあたっての施策の基本的方向及び盛り込むべき内容に関する考え方について」 ・「第2次久留米市DV対策基本計画」策定
2016 (平成28)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次福岡県男女共同参画基本計画」策定 ・「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画」策定
2017 (平成29)		<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定 ・「改正ストーカー規制法」施行 ・「改正児童虐待防止法」施行 ・「改正育児・介護休業法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・パープルツリーを設置 ・「男女共同参画フォトコンテスト」実施
2018 (平成30)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・セーフコミュニティ再認証取得
2019 (令和元)	G20大阪首脳宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正女性活躍推進法」公布 ・「改正ストーカー規制法」改正 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第8回男女平等に関する市民意識調査」実施 ・「久留米市男女共同参画社会づくり表彰」実施 ・久留米市男女平等政策審議会答申「第4次久留米市男女共同参画行動計画策定にあたっての施策の基本的方向及び盛り込むべき内容に関する考え方について」
2020 (令和2)	国連「北京+25」記念会合（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正児童虐待防止法」施行 ・「改正配偶者暴力防止法」施行 ・「改正女性活躍推進法」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 		
2021 (令和3)			<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次福岡県男女共同参画基本計画」、「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次久留米市男女共同参画行動計画、第3次久留米市DV対策基本計画策定

② 久留米市男女平等を進める条例

平成14年9月30日

久留米市条例第27号

改正 平成16年12月28日条例第52号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 男女平等推進のための基本的施策（第8条—第16条）
- 第3章 苦情等の申出の処理（第17条—第29条）
- 第4章 久留米市男女平等政策審議会（第30条—第33条）
- 第5章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定め、男女平等を進めるための施策を総合的かつ計画的に実施することにより男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (2) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- (3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の実現は、次の基本理念の通り推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機

会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること及び性別による差別と他の理由からなる差別とを重複して受けている男女が存在する状況に対して配慮されること。

- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等の推進を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等を推進する視点が採り入れられること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (6) 男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、性と生殖に関する事項に関し自らの決定が尊重されること。
- (7) 男女平等の推進は、その取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、平和を基盤とした国際的協調の下に行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会を実現するための施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女平等推進施策を実施しなければならない。

3 市は、男女平等推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、男女平等推進施策以外の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等の推進を阻害することのないよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、男女共同参画社会について理解を深め、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女平等推進のための基本的施策

(政策等の立案及び決定の過程への女性の参画促進)

第8条 市は、積極的格差是正措置の一つとして次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(情報収集及び調査研究)

第9条 市は、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会について理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。

(男女平等推進教育の充実)

第11条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女平等を推進するための教育の充実に努めるものとする。(家庭、職域及び地域における活動への平等な参画に対する支援)

第12条 市は、男女が固定的な性別役割にとらわれな

い対等な関係により、家庭、職域及び地域のあらゆる

分野における活動の機会に平等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進活動への支援)

第13条 市は、市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女平等推進拠点)

第15条 市は、久留米市男女平等推進センター(久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例(平成12年久留米市条例第35号)第3条第2号に規定する施設をいう。)を、市の男女平等推進施策を実施するための拠点として位置付け、男女共同参画社会の実現に取り組むものとする。

(行動計画)

第16条 市は、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「基本法」という。)第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として久留米市男女共同参画行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、行動計画の実施状況について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 苦情等の申出の処理

(男女平等推進委員)

第17条 市は、次条に規定する苦情及び救済の申出について、必要な処理をするため、市長の附属機関として久留米市男女平等推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

2 推進委員の定数は3人以内とする。

3 推進委員の数が2以上である場合においては、そのすべてが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

4 推進委員は、男女平等の推進に関し優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望が厚い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

5 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(苦情及び救済の申出)

第18条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が行う男女平等推進施策に関する苦情の申出及び市が行うその他の施策が男女平等の推進を阻害していること又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因に基づく権利侵害(以下「権利侵害」という。)により被害を被った者の救済の申出をすることができる。
(推進委員の処理の対象としない事項)

第19条 前条に規定する苦情及び救済の申出(「苦情等の申出」という。)が次に掲げる事項である場合には、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項
- (4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る権利侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると推進委員が認めるときは、この限りでない。

(市に係る苦情等の申出の処理)

第20条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、市長に対し、市の施策についての意見を表明し、又は施策の是正若しくは改善のために必要な措置若しくは権利侵害により被害を被った者の救済のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 前項の規定による意見の表明及び勧告についての決定は、推進委員の合議によらなければならない。

3 市長は、推進委員から第1項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する市の措置について推進委員に報告しなければならない。

5 推進委員は、市長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を公表するものとする。

(救済の申出の処理)

第21条 推進委員は、第18条第2項に規定する救済の申出(前条の規定により処理するものを除く。以下「救済の申出」という。)があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、権利侵害により被害を被った者を救済するためのあっせんそ

の他調整(以下「あっせん等」という。)を行うことができる。

2 推進委員は、前項の規定によるあっせん等を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、権利侵害を行い被害を与えたものに対し、改善を求めるための意見を表明することができる。

3 推進委員は、前項の規定による意見の表明を事業者等に対して行った場合において、なお救済の申出に係る状況が継続し、かつ、その態様が悪質であると認めるときは、当該事業者等に対し、救済の申出に係る状況を是正するために必要な措置をとるべき旨を要請することができる。

4 推進委員は、前項の規定により事業者等に是正を要請した場合において、当該事業者等が正当な理由なく当該要請に応じないときは、市長に対し、その経過を報告するとともに、その状況を公表するよう求めることができる。

5 第2項の規定による意見の表明、第3項の規定による要請並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、推進委員の合議によらなければならない。

6 市長は、推進委員から第4項の規定による報告及び公表の求めが行われた場合には、その状況について必要な事項を公表するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ当該公表に係る事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

7 市長は、前項の規定による公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。
(自己の発意による苦情等の処理)

第22条 推進委員は、自己の発意に基づき、第20条第1項及び前条第1項から第4項までの規定による調査、意見の表明、勧告、あっせん等、要請並びに報告及び公表の求めを行うことができる。この場合において、第20条第2項から第5項まで及び前条第5項から第7項までの規定を準用する。

(処理の経過及び結果の通知)

第23条 推進委員は、第20条から前条までの規定により、意見を表明し、勧告し、あっせん等を行い、是正を要請し、若しくは市長に対して公表を求め、又は市長から報告を受け、若しくは市長からの通知があったときは、苦情等の申出を行った者(苦情等の申出を行った者が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあつては、それぞれの者)に対して、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定によるあっせん等を行った旨の通知は、当該通知を受けるべき者があっせん等の当事者である場合は、これを省略することができる。

(調査への協力)

第24条 市は、推進委員が第20条第1項の調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

2 市民及び事業者等は、推進委員が第21条第1項の調査を行う場合において、その調査の実施に協力するよう努めなければならない。

(職務の遂行)

第25条 推進委員は、公平適切かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出についての処理に関わることができない。

(兼職の禁止)

第26条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

(政治的行為の制限)

第27条 推進委員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、又はその職務上の地位をこれらの団体若しくは政治的目的のために利用してはならない。

(解職の制限)

第28条 市長は、推進委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合又は推進委員としてふさわしくない行為があると明白に認められる場合でなければ、その職を解くことができない。

(守秘義務)

第29条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第4章 久留米市男女平等政策審議会

(設置)

第30条 市は、行動計画その他の男女平等の推進に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として久留米市男女平等政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者及び男女平等の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長がこれを委嘱する。

3 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(所掌事務)

第32条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じて、行動計画の策定及び変更に関し、調査審議し、意見を述べること。

(2) 行動計画の実施状況に関する年次報告書の内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。

(3) 前2号のほか、市長の諮問に応じて、男女平等の推進に関する重要な事項に関し、調査審議し、及び答申を行い、又は必要があると認める事項について、市長に意見を述べること。

(意見の聴取)

第33条 審議会は、その所掌事務の処理に必要があるときは、市の機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な推進委員及び審議会委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴う委員の任期の特例)

4 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴い、当該編入の日以後最初に委嘱される久留米市男女平等政策審議会の委員(当該編入の際現に久留米市男女平等政策審議会の委員であるもの(以下「現行の委員」という。))の任期中に新たに委員として委嘱されるものに限る。)の任期は、第31条第4項の規定にかかわらず、現行の委員の任期の満了する日までとする。

(平16条例52・追加)

附 則(平成16年12月28日条例第52号)

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

③ 久留米市の男女共同参画推進体制

久留米市男女平等を進める条例

